

【平成26年財政援助団体等監査】

【指摘事項】

番号	対象局 (団体)	事項	措置区分		監査結果の要約	講じた措置の概要
			◎	○		
1	建設局 (公益財団法人東京都公園協会)	収納事務の適正性を確保すべきもの	1-エ	2-ウ	<p>各霊園管理事務所及び協会本社公園事業部霊園課の窓口では、使用料・手数料を収納した際に、領収証及び収入金処理票を作成し、領収証を納入者に交付している。</p> <p>しかしながら、収入金処理票の取扱いについて見たところ、以下の状況が見受けられた。</p> <p>a 一部の業務では、システムから領収証等を発行できないため、各窓口は手書きで発行するための白紙の領収証等を用意している。しかしながら、手書き発行分については連番管理を行っていないことから、何通発行されたかが不明であり、収入処理が漏れなく行われていることが確認できない。</p> <p>b システムの設計では、同一内容の領収証等を複数枚システムから印刷することが可能となっている。また、取消処理後には領収証等の印刷を行えないが、取消処理により領収証発行の履歴が残らないため、領収証印刷後の取消か印刷前の取消かの判別ができなくなっている。</p> <p>各窓口では、書損となった領収証の保管や理由書の記載等を通して連番管理を図っているが、システムがこのような設計であるため、実際の収納状況が保管書類と一致していることを保証できない。</p> <p>以上のように、領収証等の連番管理について、その目的が十分に果たされていないことから、事務処理上の過誤や亡失を防止し、収納事務の適正性を担保できない状況となっており、適切でない。</p>	<p>局は、手書きで発行する領収書について、平成26年12月1日から管理簿を用いて、連番を付した手書き用領収証の使用枚数、残枚数の管理を確実にしている。【2-ウ】</p> <p>また、システムによる各種使用料等の領収証について、発行時に加えて、再発行及び取消しの際も履歴が残るようシステムの改修を行い、平成29年3月に運用を開始した。【1-エ】</p>

【平成27年定例監査】

【指摘事項】

番号	対象局 (団体)	事項	措置区分		監査結果の要約	講じた措置の概要
			◎	○		
2	病院経営本部	物流管理業務委託に係る契約方法の見直しを検討すべきもの	2-イ	—	<p>病院経営本部は、特命随意契約となっている業務委託については、毎年度、業務の履行状況に関する評価を行い、評価結果が良好な受託者については、最長5年まで特命随意契約の継続を認め、5年経過時には競争入札により受託者を決定する運用を行っている。</p> <p>ところで、墨東病院の物流管理業務委託を見たところ、この業務の委託を開始した平成11年度以来同じ受託者と特命随意契約により契約を締結していることが認められた。</p> <p>病院は、物品管理システムの所有及び物流管理業務委託に係る考え方を整理し、契約方法の見直しを検討されたい。</p>	<p>平成27年12月に開催した指名業者選定委員会において、平成29年度の物流管理業務委託について、総合評価方式による入札を行うことに決定し、これに基づき、平成29年度の物流管理業務委託において、総合評価方式による契約手続を行った。</p> <p>また、今後の契約更新時にも、総合評価方式による入札手続を行う。【2-イ】</p>

【平成27年財政援助団体等監査】

【指摘事項】

番号	対象局 (団体)	事項	措置区分		監査結果の要約	講じた措置の概要
			◎	○		
3	福祉保健局 (社会福祉法人東京都社会福祉事業団)	給食材料購入契約における従業員細菌検査等に係る事務を適切に行うべきもの	2	ウ	<p>七生福祉園は、給食材料の購入に当たり、食材の種別ごとに購入契約を締結している。契約では、納入業者に対し、①全ての契約で「従業員細菌検査」を月1回以上、②特定の給食材料については「原材料の微生物学的検査」を契約期間中に2回実施し、その結果を順に提出することを求めている。ところで、これらの検査結果の提出状況について見たところ、検査結果を提出していない業者が多数存在することが認められた。</p> <p>また、園が検査結果の提出状況を記録する「業者別細菌検査結果[児童調理]」には、監査日現在、確認印欄に押印がされておらず、さらに、原材料の微生物学的検査については提出状況の記録がないなど、確認の手続も十分なものとなっていない。</p>	<p>監査日(平成27年9月18日)以降、以前から適切に検査結果を提出している1者を除く19者に指導を行った。</p> <p>また、「従業員細菌検査」の確認表とは別に「原材料の微生物学的検査」の確認表を作成するなど、仕様書で定めている確認手続を適切に行った上で、支払を行うことを徹底した。【2-ウ】</p> <p>平成28年度においても、引き続き、検査結果の確認及び納入業者への指導を適切に行っており、「従業員細菌検査」及び「原材料の微生物学的検査」ともに未提出の業者はなくなった。</p> <p>今後も業者からの検査結果提出が継続してなされるよう、納入業者への指導及び検査結果の確認を適切に行っていく。</p>

番号	対象局 (団体)	事項	措置区分		監査結果の要約	講じた措置の概要
			◎	○		
4	オリンピック・パラリンピック準備局(一般財団法人東京マラソン財団)	警備員の積算及び履行確認を適切に行うべきもの	2	イ	<p>財団は、東京マラソンの運営・企画について、①「大会運営管理等業務委託契約」により、Aに特命で委託している。また、警備強化対策のため、②「警備強化対策運営業務委託について」により、Aと別途契約している。</p> <p>契約書を見たところ、下記の状況が認められた。</p> <p>(ア) ①の仕様書では、「制服警備員」数のみが記載され、警備及び安全対策計画書を期日までに作成し提出するよう求めている。</p> <p>警備全体の人数、係員と警備員の内訳、配置基準を満たす検定合格警備員の人数を確認しようとしたところ、委託内容の内訳が不明確であるため、履行確認が適切か不明である。</p> <p>(イ) 警備員単価について、公共工事設計労務単価と比べて高額であり、金額の根拠を適切に確認しているか不明である。</p> <p>(ウ) 財団は、マラソン実施の前に検定合格警備員の配置を確認するため、Aに対し名簿、検定合格証明書の写し等の提出を求めるべきところ、行っていない。また、マラソン実施後、出勤確認や予定人員の変更がわかる名簿等の写しの提出を求めて履行確認を行うべきところ、行っていない。</p> <p>(エ) 財団は、契約において受託者Aと再委託先等との責任関係を明確化していないため、各警備業者の責任分担範囲等を把握できていない。</p> <p>以上のことから、財団が適切に積算及び履行確認を行っているかどうか確認できず、適切でない。</p>	<p>財団は、東京マラソン2017の警備契約について、下記のとおり締結し、その履行確認を行った。</p> <p>(ア) 仕様書上で警備員、係員等の種別の配置数及び内訳を明記した。</p> <p>(イ) 受託者が提出した警備員単価について、積算内容をヒアリングするとともに、同種のランニングイベントの単価とも比較し、積算内容の妥当性について担保した。</p> <p>(ウ) 仕様書上で、大会実施前に配置予定の警備員等の名簿や検定合格証明書の写し等及び大会実施後に出勤確認や予定した人員の変更がわかる名簿等の提出を求めることを明記した。</p> <p>(エ) 仕様書上で、再委託を行う場合には、受託者及び再委託先のそれぞれの責任分担範囲(主な業務内容)を明記した。【2-イ】</p>
5	オリンピック・パラリンピック準備局(一般財団法人東京マラソン財団)	協賛企業との契約を適切に締結すべきもの	1	エ	<p>財団は、指定した広告代理店数社に、東京マラソンへの協賛企業の発掘を依頼している。指定広告代理店が協賛企業を発掘した場合は、財団、指定広告代理店、協賛企業の三社で契約を締結し、協賛金額及び付与する権利の内容を定めている。</p> <p>平成25年度及び平成26年度の協賛金提供契約を確認したところ、以下の状況が認められた。</p> <p>(ア) 契約書を締結していない協賛企業が複数認められた。協賛金の受入、協賛企業への権利付与内容を明確にするため、書面で協賛契約を締結すべきであり、適切でない。</p> <p>(イ) いずれの協賛契約においても、協賛金のうち300万円は財団への賛助会費として扱々と明記されているが、賛助会員の内容が不明であり、適切でない。</p>	<p>平成27年度の協賛契約において、弁護士のチェックを受けながら契約書を作成し、協賛企業28社と書面による協賛契約を締結した。</p> <p>複数年契約が平成27年度満了の協賛企業1社については、平成28年度契約締結時に賛助会員に関する条項を削除し、適切な協賛契約を締結した。【1-エ】</p> <p>今後は、広告代理店が包括的に協賛企業との契約を請け負う場合において、財団・広告代理店・協賛企業の三者による契約を締結していく方針であることを、平成28年2月4日の臨時幹部会において確認している。【2-イ】</p>

〔平成27年行政監査（庁舎及び都民利用施設における都民サービスについて）〕

【指摘事項】

番号	対象局 (団体)	事項	措置区分		監査結果の要約	講じた措置の概要
			◎	○		
6	福祉保健局	全ての人が円滑に施設を利用できるよう適切な運用管理及び整備を行うべきもの	1-イ	2-エ	<p>「東京都福祉のまちづくり条例」は、ユニバーサルデザインの理念の下、高齢者や障害者を含めた全ての人が円滑に施設を利用できるよう整備基準を定め、施設に適合を求めている。</p> <p>ところで、監査対象事業所において、主に敷地人口から受付までの動線、駐車施設等について基準等の適合状況を見たところ、監査日現在、以下のとおり適切でない状況が見受けられた。</p> <p>〈視覚障害者誘導用ブロック〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・多摩府中保健所、多摩児童相談所：視覚障害者誘導用ブロック上に靴拭きマットが設置されている。 ・北児童相談所：視覚障害者誘導用ブロック上に長椅子の端がのっている。 <p>〈スロープ〉 多摩児童相談所：ロープ上部の上がり口に灰皿スタンドが設置されている。</p> <p>〈手すり〉 小平児童相談所：手すり全面にポスターが貼られている。</p> <p>〈車椅子使用者用駐車施設〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害者福祉会館：必要な幅（350cm）はあるものの、車椅子用駐車施設として必要な表示がされていない。 ・北児童相談所：車椅子使用者用駐車施設の表示がある区画の幅が不足している（220cm程度しかない）。 	<p>全ての項目について、以下のとおり改善された。【1-イ】</p> <p>〈視覚障害者誘導用ブロック〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・多摩府中保健所では、視覚障害者誘導用ブロック上にかからない靴拭きマットを設置した。 ・多摩児童相談所では、靴拭きマットを撤去した。 ・北児童相談所では、視覚障害者誘導用ブロック上に長椅子の端がのらないよう改善した。 <p>〈スロープ〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・多摩児童相談所では、スロープからの導線に影響のない位置に灰皿を移動させた。 <p>〈手すり〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小平児童相談所では、手すりに貼られていたポスターの掲示場所やポスターの貼り方を改善した。 <p>〈車椅子使用者用駐車施設〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害者福祉会館では、利用者等の意見を聴取の上、車椅子使用者用駐車施設施設の表示を適切に行った。 ・北児童相談所では、区画幅の拡張を行った(旧区画：約220cm、新区画：約430cm)。 <p>平成28年2月3日に開催された事業所長会において、指摘事項を報告するとともに同様な誤りが繰り返し発生しないよう、今後の取組と再発防止について周知した。【2-エ】</p>

番号	対象局 (団体)	事項	措置区分		監査結果の要約	講じた措置の概要
			◎	○		
7	建設局（公益財団法人東京都公園協会、アメニス東部地区グループ、西武・狭山丘陵パークナース、西武・武蔵野パークナース、東京臨海副都心グループ、西武造園株式会社・株式会社N日Kアート共同体）	公園利用のための必要な情報を簡便かつ効率的に入手できるようにすべきもの	1-エ	2-ア	<p>都立公園における、バリアフリー化情報の提供状況を見たところ、</p> <ol style="list-style-type: none"> ① ベビーベッド・ベビーチェアの設置状況は、平成26年度末において、ベビーベッドは58公園、計233基、ベビーチェアは39公園、計231基であるが、監査日現在、「都立公園ガイド」、「都立公園・庭園案内」に掲載されていない。また、一部の指定管理者の都立公園に関するホームページにも掲載されていない ② だれでもトイレについては、「都立公園ガイド」に掲載されている一覧表の数と実数とが異なっている、位置が異なっている、音声案内装置付きであるものの位置が異なっている ③ 高齢者、障害者等対応飲用水栓（水飲場）については、「都立公園ガイド」に掲載されている一覧表の数と実数とが異なっている、位置情報がない（小山内裏公園を除く。）。また、高齢者、障害者等対応としているものの、バリアフリールートから外れているものがある ④ 点字案内板については、芝公園を除いて、「都立公園ガイド」にはその有無及び位置情報がない ⑤ 授乳室については、「都立公園ガイド」には表示がない ⑥ 武蔵国分寺公園など4公園では、一般駐車場のほかに障害者等専用の駐車場が設けられているが、小山内裏公園を除いて、「都立公園ガイド」には表示がない <p>など、バリアフリー化の情報について、掲載されていない又は正確でない、あるいは分散して掲載されているものがある。高齢者や障害者を含めた全ての人が公園を円滑に利用するために、必要かつ有益な情報を簡便かつ効率的に入手できない状況となっている。</p>	<p>局は、平成28年8月に改定した「バリアフリーマニュアル」において、バリアフリー化情報の提供方法等、各媒体において掲載すべき情報の項目を整理した。また、各指定管理者に対して、各所管施設の情報を改めて確認し、必要に応じて修正をするよう同年8月10日付けで指示した。【2-ア】</p> <p>局ホームページにおける各公園の案内については、指定管理者のホームページへ直接リンクを貼ることにより、変更等があった場合に迅速な対応が図れるよう措置した。【1-エ】</p> <p>都立公園ガイドについては、マニュアルに基づき各指定管理者からの報告を受けた上で対応するため、同年8月30日に報告を依頼した。報告結果に基づき、都立公園ガイドの「高齢者、障害者等が利用できる施設」の表について、項目を追加するなど全面的に改定し、平成29年1月に挟み込みの対応を行った。【1-エ】</p> <p>今後発行する都立公園ガイドについては、バリアフリーマニュアルに基づき、情報を分かりやすく掲載して発信していくこととした。</p>

番号	対象局 (団体)	事項	措置区分		監査結果の要約	講じた措置の概要
			◎	○		
8	建設局(公益財団法人東京都公園協会、アメニス東部地区グループ)	案内板等について移動等円滑化基準に適合させるべきもの	1-イ	2-ア	<p>移動等円滑化条例には、特定公園施設(園路、広場、休憩所、駐車場、便所、管理事務所、掲示板、標識等)の新設、増設又は改築を行う際に公園管理者等が従うべき基準(移動等円滑化基準)が定められている。</p> <p>ところで、都立公園の案内板等の状況を見たところ、条例施行後に設置したものであっても、車椅子での利用が可能な園路及び施設を表示しておらず、移動等円滑化基準に適合していない事例が認められた。</p> <p>局及び指定管理者は、それぞれが管理する都立公園における案内板等の設置に当たっては、移動等円滑化基準に適合させられたい。</p> <p>また、局は、当該事案の設置に当たっては、指定管理者から協議又は報告を受けていることから、指定管理者に対し、案内板等について、移動等円滑化基準に適合させるよう指導された。</p>	<p>局は、平成28年4月(平成28年8月一部改定)に、公園利用者の視点に立った案内、掲示方法と、必要な情報内容等について説明した「バリアフリーマニュアル」を作成し、案内板等を改修する際にはマニュアルを参考に移動円滑化基準に適合させるよう指導した。【2-ア】</p> <p>直営公園である上野恩賜公園の案内板については、既存板面にシールでバリアフリールートを追記する等により平成29年1月31日に改修を完了した。【1-イ】</p> <p>東京都公園協会は、日比谷公園の案内板表示について、車いす対応水飲み等の追記をシールにより対応した。【1-イ】</p> <p>アメニス東部地区グループは、宇喜田公園の案内板表示について、ひらがな表記等の追記をシールなどにより対応した。【1-イ】</p> <p>局は、今後、掲示板、案内板及び標識を改修する際には、マニュアルに基づき、移動円滑化基準に適合させるよう徹底することとした。</p>
9	建設局(東京臨海副都心グループ)	緊急対応等経費の適切な計画策定及び執行を図り、利用者の安全性・快適性を確保すべきもの	1-エ	2-ア	<p>潮風公園では、緊急対応等経費執行計画において、具体的に補修を行うべき事案として、①園路舗装補修が第1四半期、②公園管理事務所外壁破損箇所補修及び地盤沈下復旧工事が第3四半期に計画されている。</p> <p>しかしながら、この執行状況について見たところ、これらの事案も含む全ての執行が第4四半期となっていた。</p> <p>当該公園を所管する東部公園緑地事務所は、緊急対応等経費が計画的に執行されない状況について協議を受けていたが、早期に行うよう指導を行っていない。</p> <p>この結果、危険な部分については指定管理者が直営施工にて緊急補修した箇所もあるものの、約1年もの間、主要園路の一部の不陸が解消されていない状態であった。この状態が継続することは、再び欠損が生じるなど、安全性が損なわれる可能性もあり、早期の対応が必要である。</p>	<p>局は、再発を防止するため、平成28年3月に「緊急対応経費執行の手引き」を改定し、利用者等の安全・安心に係る緊急性を要する補修修繕業務は、執行計画承認後速やかに実施するよう指定管理者に対して指導を行った。【2-ア】</p> <p>東京臨海副都心グループは、改定された手引に基づいた緊急対応等経費の執行計画を策定した。執行に当たっては、日々の巡回時の点検を通じて不具合箇所を早期に把握するとともに、各案件の緊急度や優先順位の検証を行い、その結果に基づき迅速かつ適切な補修を行った。【1-エ】</p>

番号	対象局 (団体)	事項	措置区分		監査結果の要約	講じた措置の概要
			◎	○		
10	港湾局(東京港埠頭株式会社、アメニス海上南部地区グループ、東京臨海副都心グループ、公益財団法人東京都公園協会)	公園利用のための必要な情報を簡便かつ効率的に入手できるようにすべきもの	1-エ	2-ウ	<p>局は、ホームページ、海上公園の総合的な案内である「海上公園ガイド」(平成27年3月発行)などにより海上公園に係る情報提供を行っている。</p> <p>なお、指定管理者においても、海上公園に関するホームページを作成し、情報提供を行っている。</p> <p>しかしながら、これらの内容について見たところ、バリアフリーに係る情報提供・発信の概況に加え、</p> <p>① だれでもトイレについては、「海上公園ガイド」に位置情報を記載しているが、音声案内装置付きであるものの表示がない</p> <p>② 高齢者、障害者等対応飲用水栓(水飲場)については、「海上公園ガイド」には、大井・大井中央海浜公園及び城南島海浜公園を除き記載がない</p> <p>③ ベビーベッド・ベビーチェア、授乳室については、「海上公園ガイド」には記載がない</p> <p>④ 車椅子の配備について記載がないなど、バリアフリー化の情報について、掲載されていないものがある、あるいは分散して掲載されていることなどから、高齢者や障害者を含めた全ての人が公園を円滑に利用するために、必要かつ有益な情報を簡便かつ効率的に入手できない状況となっていることが認められた。</p> <p>このため、バリアフリー化の情報について、公園ごとに内容を精査し、その情報を一元化した上で、広く発信する必要がある。</p>	<p>バリアフリー化に係る情報については、海上公園の特性、利用形態に応じて簡便かつ効率的に入手できるように、海上公園ガイド(2016年4月現在)に追記し、ホームページも平成28年4月に追記を行った。</p> <p>バリアフリールート等の情報については、各公園管理事務所が問合せ対応する旨を海上公園ガイドやホームページに追記し、各公園管理事務所での案内体制の強化を行った。</p> <p>平成28年9月には、全指定管理者の公園案内ホームページに、各公園の特性に応じて周知すべきバリアフリー情報(案内図、問合せ先等)を掲載した。【1-エ】</p> <p>今後は、海上公園ガイドにFree Wi-Fiの設置がある公園の案内を追記し、利便性を向上させるとともに、海上公園ガイド等の更新の際には、指定管理者とともに内容や記載方法を見直すなど、ニーズに応じた情報発信に努めていく。【2-ウ】</p>

【意見・要望事項】

番号	対象局 (団体)	事項	措置区分		監査結果の要約	講じた措置の概要
			◎	○		
11	建設局 (公益財団法人東京都公園協会、アメニス東部地区グループ、西武・狭山丘陵パートナーズ、西武・武蔵野パートナーズ、東京臨海副都心グループ、西武造園株式会社・株式会社NHKアート共同体)	管理所における情報提供の充実について	1-エ	2-ア	<p>都立公園のバリアフリー化は、一度の整備や改修により全てを実現することは困難であることから、障害等の程度や利用方法により利用できない又は利用困難な箇所なども含めたバリアフリー化状況を利用者に広く提供していくことが重要である。また、案内板等は、簡単には新設・更新できないことから、各公園において配布する公園パンフレット、バリアフリーマップなど、簡便かつ早急に対応できる情報提供手段を最大限活用して、バリアフリー化状況について、効果的・効率的に情報提供することが有効である。</p> <p>このため、バリアフリー化状況についての情報提供を行っていない都立公園においては、これを行い、既に実施している都立公園にあつては、未提供の情報について提供の是非を検討するなど、更なる充実が求められる。</p> <p>局及び指定管理者は、管理所における情報提供の充実を図ることが望まれる。</p>	<p>局は、公園利用者の視点に立った案内、掲示方法と、必要な情報内容等について説明した「バリアフリーマニュアル」を平成28年8月に一部改定した。マニュアルでは、管理所における情報提供の充実を図れるよう、バリアフリー化状況の情報提供手段(公園パンフレット、バリアフリーマップ等)や掲載すべき情報の項目について定め、事務局、指定管理者等へ通知して指導を行った。【2-ア】</p> <p>局及び指定管理者は、管理所における情報提供の充実を図れるよう、バリアフリーマップを作成して管理所で配布するなど、情報提供の充実を図った。【1-エ】</p> <p>今後、バリアフリーマニュアルに基づき、管理所における情報提供の充実を図っていくこととした。</p>
12	建設局	バリアフリールートの設定及び案内の促進について	1-エ	2-ア	<p>都立公園におけるバリアフリールートの設定及び情報提供について見たところ、</p> <p>① バリアフリールートを設定していない</p> <p>② 案内を行っていない</p> <p>などの事例が認められた。</p> <p>高齢者、障害者を含む全ての人の移動や施設利用の利便性、安全性を向上させるためには、都立公園の出入口及び駐車場から特定公園施設及び主要な公園施設に至るまでの経路を確保し、当該経路をバリアフリー化することが重要である。</p> <p>局は、バリアフリールートの設定及び案内の促進に向けた検討を行うことが望まれる。</p>	<p>局は、全公園のバリアフリールート設定や案内方法等の現況調査を実施し、現状における課題の把握と対策方法を検討し、平成28年4月(平成28年8月一部改定)に、公園利用者の視点に立った案内、掲示方法と、必要な情報内容等、公園のバリアフリーへの取組に関する「バリアフリーマニュアル」に反映させ、周知を図った。【2-ア】</p> <p>また、井の頭恩賜公園については平成28年3月に、東大和公園については平成29年2月に、バリアフリールートを設定し、案内所やホームページで案内を促進している。【1-エ】</p> <p>今後、マニュアルに基づき、公園ごとにバリアフリールートの設定や、案内の促進に取り組んでいくこととした。</p>

番号	対象局 (団体)	事項	措置区分		監査結果の要約	講じた措置の概要
			◎	○		
13	港湾局	バリアフリールートの設定及び案内の促進について	1-エ	2-ウ	<p>海上公園におけるバリアフリールートの設定及び情報提供について見たところ、大井ふ頭中央海浜公園では、バリアフリールート(車椅子用ルート)を設定し案内板に表示するなどしており、また、葛西海浜公園では、当該公園特有の立地条件(砂地)において、砂地用ワイドタイヤ車椅子の導入を検討するなどの取組を行っている。</p> <p>このような状況を踏まえ、これまでバリアフリールートの設定及び案内を行っていない海上公園においては、公園の地形等の立地条件や自然環境だけでなく、周辺地域における高齢者、障害者等の関連施設の立地状況も勘案し、公園の特性や位置付けに応じて、どのような公園利用をバリアフリーで提供するか、どのようなルートを確保し、どの施設をバリアフリー化するか検討し、これが困難な場合は、施設整備のみならず人的支援や機器貸出等による利用サポートを含めた当該公園の特性に応じたバリアフリー化の促進が必要である。</p>	<p>平成28年度末までに、大井ふ頭中央海浜公園ほか2公園で東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会会場等の整備に向けた設計を進めるとともに、お台場海浜公園ほか3公園でも、現況公園施設のバリアフリー基準への適合性についての調査を実施した。</p> <p>また、平成27年度の直営による園路勾配の実測調査結果を踏まえつつ、公園の特性に応じたバリアフリールートの設定検討のため、平成29年度から平成31年度の3か年に分けて現況の調査・検討を実施し、結果に応じて順次整備を行う。</p> <p>なお、案内については、バリアフリールートとの整備に合わせて、園内掲示板、リーフレット、ホームページによる情報提供を行っていく。【1-エ】</p> <p>今後は、「福祉のまちづくり推進計画」を踏まえ、オリンピック競技会場周辺整備や防災公園整備等、他の整備計画に連動させながら、確実な執行を図っていく。現況のバリアフリーマップの提供等も行い、案内の充実を図る。【2-ウ】</p>
14	港湾局	局ホームページにおける海上公園の多言語対応の拡大について	1-エ	—	<p>局のホームページでは、所管する38海上公園の情報を概括的に閲覧できるようになっており、公園別の情報は、各公園を管理する指定管理者のホームページにリンクし、閲覧する仕組みとなっている。</p> <p>これについて、英語等の多言語表示への対応について見たところ、監査日現在、4公園(お台場海浜公園、シンボルプロムナード公園、辰巳の森海浜公園、有明テニスの森公園)については4か国5言語、1公園(葛西海浜公園)については、日本語、英語の2か国語対応となっているものの、その他の海上公園は、日本語以外では検索できない状況であることが認められた。</p> <p>他方、各指定管理者のホームページは、概ね多言語対応されており、未対応である一部海上公園についても、平成28年度を目途に対処予定となっている。</p> <p>局ホームページにおいても、指定管理者のホームページへのリンクの活用などにより、多言語対応を拡大することが望まれる。</p>	<p>指定管理者のホームページは、平成28年9月に全ての海上公園について多言語化対応を終了した。</p> <p>これらへのリンクを活用するなどし、港湾局ホームページにおける海上公園情報の多言語対応についても、平成29年1月に多言語対応を終了した。【1-エ】</p> <p>今後も利用者ニーズを反映したホームページの運営に努めていく。</p>

【平成28年定例監査】

【指摘事項】

番号	対象局 (団体)	事項	措置区分		監査結果の要約	講じた措置の概要
			◎	○		
15	都市整備局	移転資金貸付金に係る滞納整理事務を適切に行うべきもの	1-エ	2-イ	<p>市街地整備部は、移転資金貸付金について委託契約を締結し、受託者に滞納整理事務を行わせている。当該事務について、高額滞納上位10件を見たところ、次のとおり、適切でない事例が認められた。</p> <p>(ア) 分割納付の承認について 契約では、受託者は、滞納者から分割納付の申出があった場合、分割納付額と世帯全員の収支証明書類を徴取し、返済能力判定表を添えて、部に承認を求めていることとしている。しかしながら、5件の滞納案件について、① 分割納付額の提出がないもの又は記載が不十分なもの、② 世帯全員の収支証明書類を徴取していないもの、③ 返済能力判定表が添付されていないものが認められた。</p> <p>(イ) 交渉の進捗管理について 部及び受託者は各四半期に一度以上、委託業務調整会議を開催し、受託者は進捗状況の報告をし、各滞納者との交渉方針等について部と協議している。</p> <p>しかしながら、部は5件について、分納金額の増額や、担保物件売却も視野に入れた交渉を行う方針としているが、監査日現在、滞納者等への交渉が不十分である。</p> <p>高額案件は、滞納の長期化に伴い、回収が困難となることが多いため、部は受託者に対し適切に指示する必要がある。</p>	<p>部は、平成28年6月14日、7月28日、9月13日、10月27日及び12月20日に受託者との調整会議を開催し、今回指摘のあった5件の滞納案件について、滞納者から分割納付額や収支証明書類を徴取し、返済能力判定表を添えて、承認の手続を行った。</p> <p>また、高額案件については、受託者から具体的な滞納整理方針を提案させた上で必要な措置を指示するなど、契約内容の適切な履行と滞納整理の促進に向けて指示・指導を行った。【1-エ】</p> <p>再発防止の取組としては、適切な履行と滞納整理事務の一層の促進を図るため、平成29年度収納等業務委託仕様書内容を見直した。具体的には、「委託業務調整幹部会議」の新設、契約期間中の「委託業務調整会議」の開催回数の増加(年4回から年6回)を仕組化するとともに、必要書類の徴取や各種調査事務など、滞納整理につながる事務手続について報酬体系を見直した。</p> <p>これらの見直しに基づき、平成29年度以降は、専門家である債権回収会社の能力をより一層引き出すとともに、部としての受託者に対する関与の度合いを強め、各滞納者に対する交渉・手続など、時期を逸することなく適切なタイミングで指示・監督することにより、委託契約の適切な履行と滞納整理の促進を図る。【2-イ】</p>
16	都市整備局	単価契約の予定数量管理を適切に行うべきもの	2-イ	2-エ	<p>単価契約は、単価ごとに予定数量を定めて契約するものであり、これを超過して執行してはならず、予定数量を超過する場合は、当該単価の契約を打ち切り、新規契約により処理するものである。</p> <p>ところで、建築物等調査事務の単価契約を見たところ、予定数量を超過して執行しているものがあり、適正でない。これは、① 特定整備路線等整備事業に係る契約の一部について、適切な予定数量管理を行っていないこと、② 契約主管課が、適切な予定数量管理を行っていないこと及び予定数量を超過して執行することについて了承していたことによる。よって、単価契約の適正な執行のため、予定数量管理を適切に行う必要がある。</p>	<p>所は、再発防止の取組として、平成28年9月以降に起案し締結した契約における特記仕様書には、予定数量に達した項目について発注を打ち切る旨を明記するとともに、新たに「物件別種別数量等一覧表」を作成し、予定数量を超過しないよう適切な管理を行っている。【2-イ】</p> <p>また、本指摘の内容について契約主管課と委託事務担当課の双方で確認を行った上、再発防止について各課の課長代理会にて周知徹底した(補償課：平成28年6月14日及び7月8日、事業課：平成28年6月14日及び8月23日に開催)。【2-エ】</p>

番号	対象局 (団体)	事項	措置区分		監査結果の要約	講じた措置の概要
			◎	○		
17	都市整備局	単価契約の指示及び検査を適正に行うべきもの	2-イ	2-エ	<p>(ア) 指示 所は、建築物等調査事務の単価契約の指示について、事業用地等維持管理実施要領に準じて行っている。</p> <p>要領における指示方法は、 ① 主管課は指示内容を「指示記録簿」に記載し、受託者に指示内容を説明し、サインさせる ② 受託者は「施工内容確認申請書」を作成し、施工内容資料を添付して、主管課に提出する ③ 主管課は「施工内容確認申請書」を精査し、主管課長による指示決定をとる ④ 主管課は受託者へ「指示書」で通知する となっている。</p> <p>ところで、建築物等調査事務の単価契約の指示を見たところ、次のとおり、適正でない事例が認められた。</p> <p>a 「指示記録簿」について、建築物等調査事務の全契約において作成していない。 b 「指示書」について、特定整備路線等整備事業に係る1件の契約の全指示において、指示書による受託者への通知が行われていない。 c 数量の変更・確定について、特定整備路線等整備事業に係る8件の契約において、変更・確定後の作業対象が特定できず、また作業種別の数量が不明である。</p> <p>(イ) 検査 所は、起工課以外の課の職員を検査員に指定し、検査を行っているが、関係書類により履行状況について確認したところ、 a (ア) のとおり、指示変更後の作業対象及び作業種別の数量が不明であることから、適切に検査ができない状況である b 土地区画整理事業に係る6件の契約において、指示日以前の履行となっている。 など、検査は適正に行われていない。</p>	<p>所は、再発防止の取組として、平成28年9月以降に起案し締結した契約から、新たに「指示記録簿」及び「物件別種別数量等一覧表」を作成し、従来の「業務内容確認申請書」「指示書」と併せ、指示及び検査が適正に行われるよう様式を整備した。なお、当該契約のうち履行完了した案件については、関係書類に基づき、指定検査員が適正に完了検査を行った。【2-イ】</p> <p>また、本指摘の内容について関係課で情報を共有し、再発防止について各課の課長代理会にて周知徹底した(補償課：平成28年6月14日及び7月8日、事業課：平成28年6月14日及び8月23日に開催)。【2-エ】</p>

番号	対象局 (団体)	事項	措置区分		監査結果の要約	講じた措置の概要
			◎	○		
18	都市整備局	単価契約の適正な執行を確保すべきもの	2-1	2-1	土地区画整理事業及び特定整備路線等整備事業に係る建築物等調査事務を単価契約で実施する場合において、予定数量管理、指示及び検査について不適正事例が発生している。 これらは、 ①予定数量管理などの契約事務に対して、契約主管課が適切な指導を行っていないこと ②要領の趣旨及び指示手続を十分理解せずに、要領の様式の一部を使用していること ③指示及び検査に当たり、所内のチェック機能が十分に働いていないこと などによるものである。 また、他の業務委託について、昨年の定例監査で指摘し改善を求めたにもかかわらず、同様の指示方法をとっている本委託において、同様の不適正事例が発生している。 このため、所は、単価契約を再点検し、単価契約の適正な執行を確保するための仕組みを有効に機能させる必要がある。	所は、再発防止の取組として、平成28年9月以降に起案し締結した契約からは、新たに「指示記録簿」、「物件別種別数量等一覧表」を作成するなど、予定数量管理、指示及び検査が適正に行われるよう様式を整備するとともに、記載を見直した特記仕様書を使用し、単価契約の適正な執行を図っている。【2-1】 また、各関係課においては、各課で情報を共有し、単価契約における予定数量管理、指示、検査等、適正な執行を確保するための留意点について、各課の課長代理会にて周知徹底した(補償課：平成28年6月14日及び7月8日、事業課：平成28年6月14日及び8月23日に開催)。【2-1】 さらに、契約主管課(管理課)は、単価契約の事務処理に関して、主管課各実務担当者への随時の指導のほか、平成28年8月22日及び10月4日の所内打合せ時に財務局の実務研修資料を配付し、各主管課での周知と契約の適正な執行の確保を促した。【2-1】
19	福祉保健局	個人情報の廃棄を適切に行うべきもの	1-1	2-1	東京都個人情報保護条例においては、保有の必要なくなった保有個人情報について、速やかに消去し、又はこれを記録した公文書を廃棄しなければならないとしている。 ところで、品川児童相談所における個人情報の保有状況を見たところ、平成26年3月以降、文書保存期間が経過している児童記録簿等の個人情報約600件(推計)を廃棄していないことが認められた。	廃棄対象文書615件について、平成28年11月25日に廃棄作業を完了した。【1-1】 平成29年1月27日に少子社会対策部所管の事業所に対し説明会を開催し、監査報告書を配布し、本案件について周知徹底を行った。【2-1】
20	福祉保健局	個人情報に係るデータの消去を行うべきもの	1-1	2-1 2-1	東京都個人情報保護条例においては、保有の必要なくなった保有個人情報について、速やかに消去し、又はこれを記録した公文書を廃棄しなければならないとしている。 ところで、西多摩福祉事務所における個人情報の保有状況を見たところ、文書保存期間を経過した書類については廃棄されているものの、生活保護事務を管理している「生活保護システム」内にデータが残っていることが認められた。	削除対象データについて、平成29年1月31日に、職員立会いのもと委託により生活保護システムから削除した。【1-1】 また、今後は年1回の文書廃棄日に合わせてデータを削除することとし、平成28年9月21日に削除に係る事務手続等を明示したマニュアルを作成し、同日の所内保護担当者会議において周知した。【2-1、2-1】

番号	対象局 (団体)	事項	措置区分		監査結果の要約	講じた措置の概要
			◎	○		
21	福祉保健局	エックス線撮影装置の取扱いを適切に行うべきもの	1-1	2-1	動物愛護相談センターは、収容動物の治療のため、医務室にエックス線撮影装置を設置している。 しかしながら、X線装置の使用簿を見たところ、使用簿が保存されている平成22年度以降、一度も使用されていない。また、診療放射線取扱要領において3年に1度行うこととされているX線装置の定期点検を、平成23年度末以降行っていない状況が認められた。 センターは、X線装置を使用する場合は適切に定期点検を行い、使用しない場合は適切に廃棄を行われた。	監査指摘後、当該X線撮影装置の必要性について検討を行い、平成29年3月22日付けで廃棄を行った。【1-1】 所内の物品全般に関して、適正に使用し、十分に点検を行い、使用する見込みのないものについては適切に廃棄を行うよう、平成29年2月21日の3所(本所・支所・出張所)幹部・課長代理会で確認し、平成29年2月28日付事務連絡により全職員に周知徹底した。【2-1】
22	福祉保健局	廃棄物を適正に区分し、適切な単価で処理すべきもの	2-1	2-1	医療政策部は、災害時の医療救護活動に必要な医薬品、医療資器材等を都内各地に備蓄しており、期限切れとなった資器材等は委託契約により処分を行っている。 この契約を見たところ、廃棄された資器材等には、紙コップなどの一般廃棄物が、全体の処理量の3割以上も含まれていることが認められた。 ところで、廃棄物処理法では、一般廃棄物の処理業者は、一般廃棄物の処理につき、当該区市町村が条例で定める収集及び運搬並びに処分に関する手数料の額に相当する額を超える料金を受けてはならないと定められている。 このため、当該資器材等の処理経費を試算すると、少なくとも27万6,813円が過大支出となっている。	平成28年度の契約では、廃棄物を適正に区分し、処分を行った(平成28年11月25日付28福保医教第956号にて実施)。【2-1】 また、廃棄物の適正な区分を確実にするため、医療資器材等の買入れ契約(平成29年1月6日付28福保医教1081号にて実施)について、入替えにより生じた廃棄物を産業・一般廃棄物に区分した上で、集約場所である備蓄倉庫に持ち込むよう仕様書の見直しを実施した。【2-1】 平成28年8月10日に環境局が実施した「産業廃棄物処理委託契約の適正化講習」に部契約担当者3名が参加した。 また、平成28年9月15日及び平成29年2月20日に各課の監査担当者を通じ部内周知を行い、今後の廃棄物処理においては、廃棄物を適正に区分するとともに、一般廃棄物について自治体の条例に基づき適正な単価で処理するよう周知徹底した。【2-1】